

大東市行財政改革プラン

- 大東市行財政改革大綱 -
(平成21年度改訂)

平成21年3月

大 東 市

大東市行財政改革プランの改訂

1 改訂の趣旨

「大東市行財政改革プラン」は、平成16年12月に策定され、平成21年3月に5か年の計画期間を満了します。市はこの間、それまで困難な課題であった定員管理計画を中心に本プランを着実に推進し、大きな効果額を捻出することによって市民サービスを前進させたところです。

他方、平成17年度には、国から全地方公共団体に対して「集中改革プラン」を策定するよう要請があり、本市では平成16年度に策定した「行財政改革プラン」の具体的方策に国から要請のあった項目を加えるとともに、平成21年度の効果額を追加し、公表することによって、国のいう「集中改革プラン」として位置付けたところです。

平成21年度は、国が要請した「集中改革プラン」の期間が満了する年度であり、引き続き次期「集中改革プラン」の策定が見込まれています。このため、本市においては現行の「行財政改革プラン」の期間を1年間延長し、平成21年度までの計画とすることによって、本市が策定を予定している次期「行財政改革プラン」と、国から策定要請が見込まれる次期「集中改革プラン」の期間を一致させるものとします。

今回改訂した「行財政改革プラン」では、従来の基本的な考え方と視点をそのまま踏襲しますが、歳入確保についての具体的方策を一部追加し、今日的な緊急課題にも対応することとしました。

(1) 計画期間の延長

「行財政改革プラン」の計画期間を次のとおり変更します。

(旧) 計画期間 平成16年度～平成20年度

(新) 計画期間 平成16年度～平成21年度

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降	
行財政改革プラン	→					→	→	
国の「集中改革プラン」 (H17～H21)		→						→

(2) 具体的方策の充実・強化

「行財政改革プラン」の具体的方策である定員管理計画は、着実に進んでいます。

しかしながら、平成20年度から始まった急激な景気後退の影響から、市税・交付税等を中心とする市の歳入環境がますます厳しくなっています。市民サービスを安定的に維持・向上させていくためには、自主財源を確実に確保し、強固な財政基盤を構築する必要があります。

また、本プラン実施後においても、市税、国保税、使用料・手数料等の不納欠損や滞納の問題は好転しておらず、市民間の公平を早急に回復することが緊急の課題となっています。

今回のプランでは、市民との関係において

「納めやすさ（納付手段の多様化）」

「接触数の多さ（民間活力の導入）」

「悪質ケースへの公権発動（滞納整理業務の本格化）」

の3つの視点を基本に据え、歳入確保の取組を充実・強化します。

具体的方策の強化・充実

項目名	見直しの内容
税・料の収納率の向上	<p>税・料収納業務の効率化と回収率の向上を図るため、次の手法を実施または検討し、収納対策を一層強化する。</p> <p>納付手段の多様化 (コンビニ収納の導入、クレジットカード納付の検討)</p> <p>民間活力の導入 (電話催告、訪問催告・収納委託等の検討)</p> <p>滞納整理業務の本格化 (人員の重点投入、専門職員の活用)</p> <p>徴収組織の一元化 (H21年度「保険収納課」の設置、H22年度「債権回収課」の設置)</p>
寄付金増加策の促進	<p>ふるさと納税制度を活用し、寄付金の増額を図る。</p> <p>本市の市政に直接参加できない人たちにも、寄付制度を通じてまちづくりへの貢献を可能にする。</p>
未利用財産の活用	<p>市有財産(公社保有地含む。)のうち、遊休資産や使用頻度の少ない動産等については、有効活用の観点から有償貸付や処分等を検討し、維持管理経費の軽減を図る。</p>
受益者負担の適正化	<p>公正・公平な市民間の負担を確保するため、受益者負担の原則に基づいた適正な使用料等の見直しを推進する。</p>
広告事業の推進	<p>市発行物、市の管理物、公用車等について、広告掲載が市民の理解を得られるかを検討し、結果に基づき順次拡大する。</p>

印刷物番号

20 - 82
